雪かき支援事業　Q&A

2024.10.23現在

Q　支援世帯の申し込みをしたい場合はどうすればいいですが?

A　対象世帯の要件に該当する世帯であって、自らの労力で自宅などの除排雪ができない場合は、「雪かき支援事業申請書（様式第1号）」をお住いの民生委員又は市役所危機管理防災課へ提出してください。内容を審査し、結果を通知します。

　 なお、昨年度に雪かき支援事業で認定を受けていた世帯は、提出は不用です。

Q　冬期間不在となる世帯とはどんな世帯で、管理人とはどんな人を指すのでしょうか?

A　冬期間、遠方の親族等世帯に住まれる方や、施設に入所される方などです。管理人は親族の方やご近所の方など申請人以外で「雪かき作業の相談ができる方」を管理人としています。

Q　近隣に親族がいますが、資力や労力の協力が得られない場合はどうすればいいですか?

A　状況を把握し審査しますので、お住いの民生委員へご相談いただくか、市役所危機管理防災課までご相談ください。

Q　雪かき作業は誰がやってくれますか?

A　市が認定する飯山市建設業協会会員、飯山地域シルバー人材センター、集落の除雪支援隊、個人事業者、個人の方々が雪かき支援事業者として作業を行います。予め、支援世帯に対して雪かき支援事業者を指定しますので、ご自分で業者を探さなくてよくなります。

Q　雪かき作業を頼みたいときはどうすればいいですか?

A　支援世帯に対して指定した雪かき支援事業者に直接ご連絡いただくか、雪かき作業のタイミングがよくわからない、自分で頼めないなど不安な方は、集落を担当する「雪かき支援員」へご相談ください。

Q　料金の支払い方法はどうすればいいですか?

A　原則、市から納付書をお送りしますので、指定する金融機関でお支払いください。

なお、ご自身でお支払いに行けない場合は、雪かき支援員にご相談ください。

また、雪かきを行う支援事業者から料金を請求することは一切ありません。

Q　自分で所有している除雪機を使って支援事業者に除排雪をしてもらった場合、除雪機にかかる金額（20馬力未満3,５00円、20馬力以上５,000円）はどうなるのか。

A　除雪機にかかる料金はいただきません。

Q　日常的な玄関先の雪かき作業もやってくれますか?

A　行いません。別の事業「高齢者玄関先除雪支援事業」で玄関先除雪の支援を行っていますので、対象要件を確認のうえ、お住いの地区の区長へご相談いただくか、市役所危機管理防災課までご相談ください。なお、本事業で雪かき作業を行った際に玄関先へ落ちた雪の排雪は行います。

Q　空き家の雪かき作業はやってくれますか。

A　年間を通じて空き家になっている場合は対象になりません。

Q　雪かき支援業者（個人を含む）として協力したいが手続きの方法はどうしたらいいですか。

A　雪かき支援事業者認定申請書（様式第1号）を提出してください。審査の上、認定の可否を通知します。なお、新たに集落で除雪支援隊を組織したい場合は設立等に関し支援制度もございますので、市役所危機管理防災課までご相談ください。

Q　個人として雪かき支援業者の認定を受けたいが年齢や居住地の要件はあるのでしょうか。

A　年齢と居住地などの対象要件はございません。